# 野洲市立幼稚園・こども園電力調達 仕様書

本仕様書は、北野幼稚園ほか７施設で使用する電力の供給について定めたものである。

１．　需給対象

（１）需要場所　　別紙１のとおり

（２）業種及び用途　別紙１のとおり

２．需要設備の概要

（１）電気方式 交流３線３相式

（２）標準電圧 ６，６００Ｖ

（３）計量電圧 ６，６００Ｖ

（４）標準周波数 ６０Hz

（５）受電方式 各施設１回線受電

（６）常用自家発電設備 なし

（７）非常用自家発電設備 なし

（８）アンシラリーサービス料金対象容量 ０ｋＷ

（９）蓄熱槽

野洲幼稚園のみ有

蓄熱設備を有していることについて、供給者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、蓄熱専用計量を確保するものとする。

(10) 太陽光発電等

・祇王幼稚園　10ｋＷ（余剰電力売買契約あり）

・さくらばさまこども園　10ｋＷ（余剰電力売買契約あり）

・三上幼稚園（売電なし）

・篠原こども園　（売電なし）

・ゆきはたこども園　10ｋＷ（余剰電力売買契約あり）

３．予定契約電力、予定使用電力

（１）予定契約電力（常時電力）

（契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

別表１のとおり

※ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（２）予定使用電力量

（平成 30 年７月１日から平成 32 年１月 31 日までの使用量の見込み）

別表１のとおり

※三上幼稚園については、平成３０年度中に増築工事を行い、平成３１年４月に三上こども園として開設する予定である。しかし、平成３０年４月以降の三上幼稚園の予定電力および予定使用電力量は増築を考慮した値ではない。

（３）予定力率

（ア）１００％（平均）

（各月の力率は実測値によるものとする）

（４）予定蓄熱電力量

別表２のとおり

４．予定供給期間

平成 30 年７月１日０時から平成 32 年１月 31 日 24 時とする。

５．需給地点

各需要場所における野洲市の構内引込第１柱上のＰＡＳ電源側接続点

６．電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。 ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

７．保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

８．供給の方法

各施設で使用する電気の需要に応じて、全量供給するものとする。

９．検針日および計量

検針日は、野洲市と供給者が協議により定める基準日とし、基準日に行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

10．料金体系

（１）電気料金は、基本料金と電力量料金（夏期と夏期以外）に基づく２部料金制とする。また、特約割引などを各社ごとに設定できるものとする。

（２）契約期間中に地域の一般送配電事業者が料金の値上げや値下げを行った場合、供給者は野洲市との協議に応じることとする。

11．力率

力率は、その１ヶ月のうち毎日８時から 22 時までの時間における平均力率とする。

単位は％とし、小数点以下第１位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率になる場合には、その瞬間力率は 100％とする。）平均力率の算定式は次のとおり。

平均力率(%)＝[有効電力量／√{(有効電力量)$^2$＋(無効電力量)$^2$}]×100

12．再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくものとする。

13．支払方法

（１）電力供給会社は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととする。

（２）野洲市は適正な請求書受理の日から 30 日以内で、野洲市及び電力供給会社が協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

14．電気料金の計算方法

（１）１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。

（２）電気料金は、次の（ア）から（エ）に掲げる料金を合算した額とする。

ただし、供給者固有の割引制度がある場合は、上記の合算した額から割引額を差し引いた額とする。

（ア）基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金契約単価×（１．８５－力率／１００）

（イ）電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金契約単価

（ウ）燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

（エ）再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要供給条件による。

（３）料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

（ア） 契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワット（ｋＷ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は、１キロワット時（ｋＷｈ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（ウ）料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。従って、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には１円未満の端数を含むことができる。

（エ）消費税額及び地方消費税の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（４）電気料金は、施設毎に算出し、少数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

15. 条件付解除

本電力調達については、平成 30 年度および平成 31 年度予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しなかった場合、並びに当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、当該契約の解除又は変更することがある。この場合、本入札等に要した全ての費用について野洲市に請求することができず、本入札参加者の負担となるので注意すること。

16. その他

（１）供給実施に際しての条件等詳細については、受注者が定める規程等があるときは規程等によるものとする。ただし、規程等がないとき又は疑義が生じたときは発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（２）入札契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。

（３）平成 30 年７月１日から各施設の需要場所へ電力供給ができるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。